

公衆用道路認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共の用に供する道路（以下、「公衆用道路」という。）に該当する私道の範囲を定めるものとする。

(基準)

第2条 公衆用道路に該当する私道は所有者において何等制約を設けず、ひろく不特定多数の人の利用に供するものであって、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 一つの公道から他の公道へ連絡している私道
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為の許可を受けた道路
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた私道
- (4) 前第2号及び第3号に準ずる私道

(申請)

第3条 私道を公衆用道路として認定を受けようとするものは、公衆用道路認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、土地登記簿上の登記地目が公衆用道路のものについては、申請書の提出があったものとする。

(認定の解除)

第4条 公衆用道路として認定を受けた私道について、第2条に定める基準に該当しないことにより認定の解除を受けようとするときは、市長に届出（様式第2号）するものとする。

(認定及び解除の時期)

第5条 公衆用道路認定及び解除の時期は、前第3条及び第4条の申請等があった次の賦課期日からとする。

(その他)

第6条 公衆用道路の認定を受けている私道について、所有者の変更があり、前第4条の届出がない場合は、公衆用道路の申請があったものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

(附 則)

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。